

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 6 月 1 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

袖ヶ浦市告示第 1 4 9 号

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市が保有する施設（以下「施設」という。）の命名権を事業者に付与することを通じて、事業者の支援により施設の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ事業 市長と事業者の契約により、事業者に命名権を付与し、命名権を付与された事業者（以下「命名権者」という。）から、当該命名権の対価として、金銭、施設で利用可能な物品の納入、役務の提供等（以下「命名権料」という。）を得て、施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (2) 事業者 法人、法人以外の団体等をいう。
- (3) 命名権 事業者が施設の愛称を決定する権利をいう。
- (4) 愛称 命名権者が命名した名称をいう。

(基本原則)

第 3 条 ネーミングライツ事業は、施設の設置の目的、市が実施する事業等に支障を生じさせない方法により実施するとともに、当該施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及びネーミングライツ事業の推進における公平性を損なわないよう実施しなければならない。

2 命名権料は、原則として、施設の運営及び維持管理に要する費用に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業に係る契約（以下「契約」という。）を事業者と締結している期間は、愛称を使用するものとする。ただし、必要に応じて条例等に規定されている名称を使用することができるものとする。

（規制事業者）

第4条 次に掲げる事業者は、命名権者となることができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類似する業種を営む事業者
- (2) 消費者金融に関する業種を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く。）を営む事業者
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う業種を営む事業者
- (5) 私的な秘密事項の調査に関する業種を営む事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更正法（平成14年法律第154号）による再生又は更正の手続中の事業者
- (7) 国税又は地方税を滞納している事業者
- (8) 各種法令に違反している事業者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う事業者
- (11) 袖ヶ浦市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成11年告示第173号）に基づく指名停止を受けている事業者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が命名権者として適当でないと判断した事業者

（対象施設）

第5条 ネーミングライツ事業の選定対象となる施設は、スポーツ施設、文化施設、道路、橋梁、公園その他施設又は当該施設の一部とする。ただし、

市長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める施設は、対象外とする。

- 2 選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、市長と指定管理者が協議の上、市長が対象となる施設を選定するものとする。

（命名権の付与期間）

第6条 命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以下の期間とし、施設の特性、管理運営形態等に応じて協議の上、その期間を決定することができる。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、市長が別に定める期間とする。

（愛称の要件）

第7条 愛称は、施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであること。

- 2 前項の規定に関わらず、袖ヶ浦市広告掲載に関する要綱（平成21年告示第97号）第3条第2項各号及び袖ヶ浦市広告掲載基準（平成21年4月8日制定）第6条各号に掲げるものは、愛称とすることができない。

（愛称変更の禁止）

第8条 愛称は、市長が特に必要と認める場合を除き、第6条に規定する命名権の付与期間内は、変更することができない。

（費用負担）

第9条 ネーミングライツ事業の実施に係る市と命名権者の費用負担の区分は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長と命名権者との協議により、費用負担の区分を変更することができる。

（募集）

第10条 市長は、ネーミングライツ事業の事業者を募集するときは、施設

ごとに必要な事項について定めた募集要項により、市ホームページ又は市広報紙への掲載等により広く募集するものとする。

(応募)

第 1 1 条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、袖ケ浦市ネーミングライツ事業申込書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の概要を記載した書類
 - (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - (3) 法人の登記事項証明書
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 最新年度の事業計画書
 - (6) 直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 - (7) 直近 1 年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）
 - (8) 提案事項を記した書面（任意書式）
 - (9) その他市長が必要と認めるもの
- (愛称の選定の審査等)

第 1 2 条 袖ケ浦市広告掲載に関する要綱第 1 5 条の袖ケ浦市広告審査会（以下「審査会」という。）は、命名権料、愛称、応募者の経営状況、社会貢献度等を総合的に評価し、応募に対する採用の可否及び優先交渉者の選定の審査を行うものとする。

(決定)

第 1 3 条 市長は、審査会の審査の内容及び結果を参考にして、応募に対する採用の可否及び優先交渉者を決定する。

2 市長は、優先交渉者を決定したときは、袖ケ浦市ネーミングライツ事業優先交渉者決定通知書（様式第 2 号）により当該優先交渉者に通知し、契約に係る必要な事項について協議を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による優先交渉者との協議が整わなかったときは、当該優先交渉者の決定を取り消し、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業優先交渉者決定取消し通知書（様式第3号）により通知するものとする。この場合において、市長は、次点順位の応募者を優先交渉者として決定し、及び協議を行うことができるものとする。

4 市長は、優先交渉者以外の応募者に対し、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業審査結果通知書（様式第4号）により審査結果を通知するものとする。

（契約の締結）

第14条 市長は、前条第2項又は第3項の規定による協議が整った場合は、当該優先交渉者と契約を締結するものとする。

（命名権料の納入）

第15条 契約を締結した命名権者は、市長が指定する期日までに、命名権料を年度ごとに当該年度分を一括で納入しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の場合においては、命名権者と協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

（命名権料の返納）

第16条 既納の命名権料は、返納しない。ただし、命名権者の責めに帰さない理由により、契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により命名権料を返納するときは、当該命名権料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息は付さないものとする。

（契約の解除）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、命名権者が命名権料を納入しないとき。
- (2) 命名権者が法律、条例、規則等に違反したとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、袖ヶ浦市ネーミング
ライツ事業契約解除通知書（様式第5号）により命名権者に通知するもの
とする。

3 命名権者は、前項の規定により通知を受けた場合、速やかに施設を原状
回復するものとし、その必要な費用は、命名権者が負担するものとする。
（秘密の保持）

第18条 市は、応募及び提案に関する内容については、ネーミングライツ
事業に関する目的以外に使用しないものとする。
（次回の契約）

第19条 命名権者は、当該施設に係る次回の契約に際して、優先的に交渉
することができるものとする。
（委任）

第20条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要
な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 9 条関係）

ネーミングライツ事業の実施に係る費用負担

費用負担の区分	市	命名権者
敷地内外の表示の変更（施設看板、道路標識等）（注 1）		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示の変更（注 2）	○	

（注 1）敷地内外の表示の変更は、市又は関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め、市や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への看板設置については、千葉県屋外広告物条例（昭和 44 年千葉県条例第 5 号）等の関係法令を遵守するものとする。

（注 2）残部数や切替時期などを考慮し、協議の上、決定する。

様式第 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者
事業者名
所 在 地
代表者氏名

印

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業申込書

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱を了承の上、同要綱に定める応募資格を有することを誓約し、下記のとおり応募します。

下記及び添付書類の記載内容は、真実に相違ありません。また、これらの内容について、暴力団排除等のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

記

対象施設名		
フリガナ 希望愛称	案 1	
	案 2	
	案 3	
命名の理由 (応募動機)		
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)	
命名権料 (希望金額)	金 円 (年額)	
附帯的な提案	【命名権料のほか、ご提供いただける附帯的な提案がある場合は記入してください。】	
他自治体における実績	【導入実績（施設名、期間、命名権料）】	
担当者 連絡先	氏 名	
	部 署	
	電話番号	
	E-mail	

※添付書類は、別紙のとおりです。

(別紙)

下記の項目を確認し、右の□にチェックを入れて、この票も一緒に提出してください。

添付書類	確認状況
①事業者の概要を記載した書類	☐
②定款、寄附行為その他これらに類する書類	☐
③法人の登記事項証明書	☐
④印鑑証明書	☐
⑤最新年度の事業計画書	☐
⑥直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書	☐
⑦直近1年間分の納税証明（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）	☐
⑧提案事項を記した書面（任意書式）	☐

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業優先交渉者決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

施設の名称等	(名 称) (所在地)
愛 称	
契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年 か月)
命名権料	金 円 (年額)
附帯的事項	

※この通知書の受領後、契約の手続を行ってください。（担当課： ）

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業優先交渉者決定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で通知したネーミングライツ事業優先交渉者決定について、
下記の理由により決定を取消しますので、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱第13条第3
項の規定により、通知します。

記

1 施設の名称等

（名 称）

（所在地）

2 優先交渉者決定の取消し理由

3 担当課

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありましたネーミングライツ事業について、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 不採用
- 2 施設の名所等
(名 称)
(所在地)
- 3 提案愛称
- 4 理由

様式第5号（第17条関係）

第 号
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

袖ヶ浦市長

袖ヶ浦市ネーミングライツ事業契約解除通知書

ネーミングライツ事業契約について、下記の理由により契約を解除しますので、袖ヶ浦市ネーミングライツ事業実施要綱第17条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 施設の名称等
(名 称)
(所在地)
- 2 契約の解除理由
- 3 担当課